

令和 6 年度第 6 回

立川市国民健康保険運営協議会議事録

令和 7 年 1 月 1 6 日（木）

立川市保健医療部保険年金課

令和6年度第6回立川市国民健康保険運営協議会議事録

日 時 令和7年1月16日（木） 午後1時30分～午後3時00分

場 所 立川市役所 第一議員会議室

出席委員 被保険者代表（4名）

田尻 隆子 西村 徳雄 宮本 直樹 小迫 雅信

保険医及び保険薬剤師代表（4名）

多森 芳樹 平田 俊吉 森谷 健一 石原 一生

公益代表（5名）

浅川 修一 若木 早苗 中山 ひと美 黒川 重夫

木村 辰幸

被用者保険等保険者代表（1名）

大塚 智廣

出席説明員 副市長 近藤 忠信

保健医療部長 浅見 知明

保険年金課長 横田 昌彦

健康づくり担当課長 佐藤 良博

財政課長 徳丸 祐豪

保険年金課業務係長 小安 裕史

保険年金課医療給付係長 熊谷 由希雄

保険年金課賦課係長 高橋 定洋

書記 保険年金課業務係 加藤 亜美

次 第

- 1 立川市国民健康保険の財政健全化計画及び保険料について
- 2 その他

資 料

- 資料 1 立川市国民健康保険の現状（確定係数版）
- 資料 2 諮問に対する意見

令和6年度第6回立川市国民健康保険運営協議会

令和7年1月16日

【保険年金課長】 国民健康保険運営協議会を始める。

【会長】 これより令和6年度第6回立川市国民健康保険運営協議会を開催する。
会議の成立要件の確認について事務局より説明をお願いする。

【業務係長】 (会議成立の確認)

【会長】 会議録署名委員の選任を行う。(会議録署名委員の指名)
議題に入る前に資料の確認をお願いする。

【業務係長】 (資料を確認)

【会長】 立川市国民健康保険の財政健全化計画及び保険料について、審議を行う。
なお、本日の運営協議会において答申書の取りまとめを行う。国の確定係数の発出などにより数値等に変更があったことから、数値等の変更点の資料について説明を受け、質疑応答を行う。その後に内容について審議を行った上で、答申(案)を取りまとめていきたいと思うが、いかがか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 それでは、事務局より説明をお願いする。

【保険年金課長】 資料1と資料2の説明をする。

まず、資料1。今回、国より、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率の算定に係る確定係数が示され、その額に基づき、立川市においても国民健康保険事業費納付金の額

が仮係数時より変更となったので、お示しする。

上から２つ目の表、国民健康保険事業費納付金の推移で、令和７年度の額が、仮係数版では５２億９，１７５万円だったものが、確定係数版では５２億６，７３２万円となっており、約２，４４４万円の減となっている。今回減となった要因は、国における後期高齢者支援金、介護納付金、前期高齢者交付金等の社会保険診療報酬支払基金関係の数値が確定したこと、また、国及び都の公費に係る交付金関係の係数が確定したことによる。

また、上から３つ目の表、国民健康保険料の推移は、財政健全化計画の見直し案に基づき、均等割額と所得割率を共に引き上げるべきとの御意見をいただいたので、意見を踏まえた均等割額及び所得割率を令和７年度の保険料案として記載させていただいている。

最後に一番下の表、法定外繰入金の推移で、令和７年度の保険料案、確定係数での国民健康保険事業費納付金の額が定まったので、それらの料率及び金額を基に算出した令和７年度の法定外繰入金額１１億８，４７３万円を予算概算値として令和７年度の欄に記載させていただいている。

次に、資料２。前回の運営協議会において、諮問に対して委員の皆様からいただいた意見をまとめたものである。後ほどお配りする保険料の答申（案）におきましても、主な意見として載せさせていただくものとなっている。

【会長】 ただいまの説明について、質問がある方はいるか。

（「ありません」の声あり）

【会長】 質問はないようなので、次に、各委員より意見をいただきたいと思うが、いかがか。よろしいか。

（「はい」の声あり）

【会長】 それでは、前回までの協議会で方向性が確認できているので、皆様の意見を踏まえて答申（案）を作成したいと思うが、よろしいか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 それでは、暫時休憩とさせていただきます。

(休憩)

【会長】 それでは、休憩を解いて会議を再開する。事務局から答申（案）を配る。

(答申（案）配付)

【会長】 内容について事務局より説明をお願いします。

【保険年金課長】 答申（案）を読み上げさせていただきます。

立川市国民健康保険の財政健全化計画及び保険料について（答申）（案）。

本協議会は、令和6年11月25日付立保保第3130号をもって諮問のあった事項について、慎重に審議し、下記のとおり結論を得たので、ここに答申する。

- 1、諮問事項。財政健全化計画及び保険料について。
- 2、審議の経過。

本協議会における保険料賦課の基本的な考え方は、「国民健康保険事業の持続可能で安定的な運営を行うために必要な措置として、毎年度発生する自然増（減）は当該年度に解消した上で、歳入不足を補う一般会計からの法定外繰入金については、財政健全化計画に基づき段階的に削減する。」としているところである。

しかし、新型コロナウイルス感染症や、急激な物価上昇による市民生活への影響を考慮し、立川市の国民健康保険事業においては、保険料を令和2年度から令和6年度までの5年間、平成31年度水準に据え置いてきた。また、賦課限度額については、令和2年度から令和4年度までの3年間は据え置きとしてきたが、国の定めた法定上限額からの乖離も大きくなってきたため、令和5年度は、基礎賦課額分を、令和6年度は後期高齢者支援金分をそれぞれ2万円引き上げることとした。

この間、医療給付費の増加等によって法定外繰入金が大幅に増加する中、国の進める都

道府県における保険料水準の統一化に向けて、各市区町村は、期限を定めて法定外繰入金
の削減に取り組むこととなるなど、国保制度を取り巻く環境が大きく変化したことから、
財政健全化計画の見直しを行うこととした。

また、この計画の見直しに伴い、令和7年度の保険料については、相互扶助の観点から
均等割額及び所得割率を引き上げ、賦課限度額については、法定上限額の引き上げ幅に合
わせ、基礎賦課額分及び後期高齢者支援金分を引き上げることとした。

審議の中で、「国保は市民が退職してから入る制度なので、一般会計からの繰入れを含め
て、なるべく入りやすい仕組みを作っていくことが大事。」、「財政健全化計画の期間は、国
の示す12年間で望ましい。後世の人のことを考えると、赤字は早期に解消することが我々
の責務と考える。」、「国保は命と健康を守る制度なので、物価高騰で加入者が苦しんでい
る中、保険料の引き上げはするべきではない。」、「このままでは、国民皆保険が破綻するの
ではと危惧している。保険料は引き下げるだけではなく、引き上げることもスピード感をも
ってやって欲しい。」などの意見が出されたが、財政健全化計画については、令和5年度決
算ベースの法定外繰入金額を削減目標額とし、これを令和21年度までに解消すること、
また、令和7年度の保険料については、均等割額及び所得割率の引き上げを行い、賦課限
度額も国の法定上限額の見直しに合わせ、引き上げを行うということについて、賛成との
意見が大勢を占めた。

3、答申事項。保険料について。

(1) 令和7年度国民健康保険料率等は下表のとおりとする。こちらは変わっている部
分について説明させていただく。

基礎賦課額(医療給付費)分は、所得割率が現行6.58%だったものが令和7年度は6.
68%。均等割額は、現行3万2,100円だったものが7年度は3万2,500円。賦課
限度額は、現行63万円だったものが令和7年度は64万円。後期高齢者支援金等賦課額
分は、賦課限度額が21万円だったものが23万円。介護納付金賦課額分は、所得割率が
現行1.69%だったものが7年度は1.70%に変更となる。それ以外の項目は、現行と
同一となっている。

(2) 施行時期。令和7年4月1日。

財政健全化計画について。財政健全化計画は以下のとおり見直しを行う。

現行計画は令和3年度の答申時のものだが、赤字削減目標額が5億8,101万2,00

0円だったものを令和7年度までに完済するという計画であったが、今回の変更案は、目標額は14億865万2,000円となっており、令和21年度までに赤字の解消を行うとするものである。

4、主な意見。審議の中で、委員から出された主な意見は次のとおりである。

財政健全化計画の期間は、できるだけ長くすべきと考えるが、103万円の壁の見直しで保険料収入が減少した場合、果たして達成できるのかは疑問。

マイナ保険証が進んでいけば、はしご受診や残薬がなくなったり、夕方受診を控えたりと、我々一人ひとりが医療費を減らすことで、事業費納付金を下げられる可能性もあるので、その時には、財政健全化計画の期間を短縮する道も探って欲しい。

財政健全化計画の期間については、12年という意見もあるが、物価高騰の中、急激な保険料の引き上げよりも、緩やかに上がっていく方を望むので、15年に賛成。

今の状況下では、財政健全化計画の期間は15年が妥当と考えるが、なるべく早く健全化を成し遂げるべき。私たち医師も、医療費全体を下げる努力を患者の皆様をお願いしていかうと思うし、理解していただけるようにしていきたい。

財政健全化計画の期間は15年ということで賛成だが、これから先、財政が大きく変わってきたときには、途中で見直すことをぜひやって欲しい。保険料を引き上げないと、ひょっとしたら今後、医療の質が落ちるかもしれない。

賦課限度額は、立川市は他市と比べて少ないので、103万円への引き上げに賛成。財政健全化計画の期間は、保険料を一気に上げて、払えない人が出てくるのもよろしくないなので、少しずつ上げていく15年で良いと思う。

確実に財政健全化をしていくためには、均等割額、所得割率をともに引き上げるのが良い。心情的には所得のない方には軽減してあげたいが、我々被保険者も応分の負担をしていくことが必要。

所得割の比率を高めることによって、今、一番お金を必要としている中間所得層の子育て世代の負担が大きくなってしまふことが心配。均等割額の引き上げ額がこの額で良いのか、もう少し議論が必要。

国保制度を維持しなければならないため、保険料の引き上げには賛成するが、所得のない方については、ある程度配慮して欲しい。

人口減少が進む中、子どもが多い世帯に負担がかかる均等割額の引き上げには本来反対

だが、国保財政の健全化のためには、均等割額と所得割率の両方を引き上げることもやむを得ない考える。

均等割額と所得割率の両方の引き上げを支持する。加入者の皆さんが応分の負担をすることが、この国保のシステムを維持するところの一つであると思う。高額の所得の方ほど負担が大きく申し訳ないが、よろしくをお願いしたい。

賦課限度額をコロナ禍で引き上げなかったのは、立川市が努力して頑張ってきた結果だと思う。世界に誇れる長寿のための国保なので、保険料の引き上げについても、皆で賄うべきところは、これからも賄っていかなければならないと思う。

【会長】 それでは、答申（案）について審議していきたい。

意見のある方はお願いします。よろしいか。

意見を募ったが、ないようである。この答申（案）に対して反対や修正の意見がないと認識させていただく。答申（案）から（案）を取らせていただく。また、市長への答申については、私が責任を持って答申をするので、会長に一任ということでよろしいか。

（「異議なし」の声あり）

【会長】 異議がないようなので、そのようにさせていただく。

最後にその他として、事務局からお願いします。

【業務係長】 今年度はこの回で終了し、令和7年度の第1回は5月の中旬から下旬に開催を予定しており、改めて来年度案内をする予定である。内容は、令和7年度予算についてなどを報告させていただく予定である。

【会長】 本年度は、新たな財政健全化計画を策定するという難しい状況の中で、委員の皆様方には、立川市の国保運営について本当に真剣にお考えいただき、御議論いただいた。心より感謝申し上げます。

それでは、本日の国民健康保険運営協議会を終了させていただく。

—— 了 ——